

参議院農林水産委員会會議録第三十六号

昭和三十五年六月十七日(金曜日)午後
三時十一分開会

委員の異動

本日委員最上英子君、岡村文四郎君、
秋山俊一郎君及び石谷憲男君辞任につ
き、その補欠として植垣弥一郎君、青
田源太郎君、安部清美君及び米田正文
君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 櫻井 志郎君
仲原 善一君
委員 安部 清美君
青田源太郎君
植垣弥一郎君
重政 庸徳君
田中 啓一君
田中 茂徳君
高橋 衛君
藤野 繁雄君
谷村 貞治君
米田 正文君

政府委員

農林政務次官 大野 市郎君
水産庁次長 高橋 泰彦君
事務局側
常任委員 安桑城敏男君
会専門員

本日の会議に付した案件

○天災による被害農林漁業者等に対す
る資金の融通に関する暫定措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○昭和三十五年五月のチリ地震津波に
よる災害を受けた水産業施設の災害
復旧事業に関する特別措置法案(内
閣提出、衆議院送付)

○昭和三十五年五月のチリ地震津波に
よる災害を受けた漁村における漁民
の共同利用に供する特定の漁業施設
の設置に関する特別措置法案(内閣
提出、衆議院送付)

○昭和三十五年五月のチリ地震津波に
よる災害を受けた漁業者の共同利用
に供する小型の漁船の建造に関する
特別措置法案(内閣提出、衆議院送
付)

○委員長(堀本宜実君) ただいまから
農林水産委員会を開会いたします。
委員の異動について報告いたしま
す。

本日最上英子君、岡村文四郎君、秋
山俊一郎君、石谷憲男君が辞任され、
その補欠として植垣弥一郎君、青田源
太郎君、安部清美君、米田正文君が選
任されました。

○委員長(堀本宜実君) 天災による被
害農林漁業者等に対する資金の融通に
関する暫定措置法の一部を改正する法
律案(閣法第一四五号)、昭和三十五
年五月のチリ地震津波による災害を受
けた水産業施設の災害復旧事業に関す
る特別措置法案(閣法第一四六号)、

昭和三十五年五月のチリ地震津波によ
る災害を受けた漁村における漁民の共
同利用に供する特定の漁業施設の設置
に関する特別措置法案(閣法第一四七
号)及び昭和三十五年五月のチリ地震
津波による災害を受けた漁業者の共同
利用に供する小型の漁船の建造に関
する特別措置法案(閣法第一四八号)
以上四件の法案を一括議題といたしま
す。

前回に引き続いて四案について質疑
を行ないます。質疑のおありの方は順
次御発言を願います。

なお、この四案については、本日衆
議院から送付され、本委員会に付託さ
れましたことを御報告いたします。

○仲原善一君 簡単に二点ばかり。そ
の二つは、水産庁の次長にお伺いた
しますが、共同利用施設の関係であり
ますが、政令関係の印刷物の一枚刷り
になって配られておりますこの中の第一
の地域指定の問題ですが、この地域指
定の中に一号、二号、三号とあるわけ
です。一号と二号、それから二号と
三号、この二つは、その三号というの
が必ずどこかに入っていないければこ
の指定ができないような仕組みになっ
ておる。具体的に申しますと、三号は
住宅の関係で、住宅が一定の比率の被
害を受けておらないと一号の小型定置
網の被害の救済もできないし、それ
から二号のノリの養殖施設についても
住宅が被害を受けておらなければでき
ない、必ず住宅の被害ということが両
方にひかかって条件になっておりま
すが、この点は実態から申しまして、

住宅の方がこの前の災害等の関係で山
の方に行ったりして被害になっていな
い、相当な被害を受けてもこの恩典に
浴せないという問題があるわけです。
この点を個別に考えていけるかどうか
か、その辺の問題を一つお願いいたし
ます。

○政府委員(高橋泰彦君) この法律の
趣旨は津波によって住宅その他が激甚
な被害を受けた漁村部落の生産手段を
復興しようという趣旨でございますの
で、御指摘の点は十分注意いたします
が、しかし、政令の考え方としてはや
はり住宅の相当程度被害を受けた地帯
だけに限って生産手段の復興をしてい
こう、こういう考え方をとっておるよ
うな次第でございます。

○仲原善一君 そうなりますと、最初
の問題に返るわけですが、印刷物の中
の部落を指定する場合には、当該部落の
網漁業またはノリ養殖業に対する依存
程度が相当に高い場合に限るといふこ
とで、具体的にそれがなっていないわ
けですが、その辺はどの程度に考えて
おられるのか。

○政府委員(高橋泰彦君) その点につ
きましてはただいま調査中で、まだ具
体的な数字が上がってきておりません
が、御質問の趣旨は十分了解できます
るので、十分そこら辺を考慮して最終的
な具体的な政令案を作成したいといふ
ふうに考えております。

○仲原善一君 今の部落指定の場合を
少し有利になるようにお考えをお願い
したいということ、それからできれば要

望としては住宅というものを分けて、
それを被害の要件ということにせず
住宅は住宅、それからノリの施設なり
養殖施設なり、それから小型の漁網問
題、これは独立して救済ができればそ
ういふふうにしていただきたいとい
う、そういう気持を実は申し上げてい
るわけですが、政令の問題であります
から、これはあとで適当にお考えをい
ただけるなら十分に御考慮をいただき
たいということをお願い申し上げます。
以上です。

○重政庸徳君 伊勢湾の対策で漁船に
対する対策は、農林省は結果的に見る
と非常に失敗している。たとえてい
えば共同の利用といふことを目的とし
て、それが主になった施設があったのであ
りますが、たとえて申しますれば、三
トンの船を所有しておった漁民が三人
の場合、そうすると九トンの船になる、
九トンの船を新設してこれに対する
助成をやっておるならばこれは当然で
す。そうして三人共同使用するといふ
のは当然です。だが、実際の結果を見
るとそうじゃない。今のたとえて申し
上げました例によると、三人で三トンの
船新造に対して何した、どうしてそ
ういう結果になったかといふことをた
だしてみると予算の範囲で、できなかつ
たからそういうふうになったという
説明で、これはきわめて遺憾の問題で
あろうと私は存じます。このたびはそ
れを改善して一対一ということになつ
たというのですが、たとえていえば漁
民個人というものを対象の中に入れ

る、おそらくそれが主になるでしょう。これが主になるだろうと思う。これは僕はきわめて適切な改善であらうと思ひます。ところが、その問題ですが、大抵三割の助成という事になっておられます。これに対して県が助成せねばならぬという条件がつくだろうと思うのです。県が幾ら出すか。なおその東北地方——宮城とか、岩手というのは裕福な県でないのではありません。県がそういう漁船を損失した漁民に対して希望通りに予算を組むかどうか。そういう確信がござるか。おそらくこれはまた起債になるのでござりますが、その点も自治庁ともよく打ち合わせしてあるかどうか。それからたいてい三割に三割に対して三割ということになります。あとの四割という事は漁民の負担になる。これに対して融資をせねばならない。おそらくあとの四割の全部の融資をせねばならぬだろうと思ふ。ところが、被害漁民は全然無一物で、現在の普通の金融状態から考えると負担能力がないと言つても過言ではない。だけれども、これはどうしても手当をせねばならぬ。これは、そういうことは、従来のこの中金の融資等の考え方なしに、そういうことは考へる、全部に残額の融資をする、こういう話し合いがついておるかどうか、その点を一つお伺いしておきます。そういうことにならねば、せっかく立法したものが末端に実施せられる場合には有名無実になる、これは伊勢湾の台風においてわれわれは苦い経験をしてゐる、この点をばつぱり一つ御答弁を願ひたい。なおわれわれも、伊勢湾のときには院内にも特別委員会ができて、いろいろ骨を折つてそういう

ものをこしらへたのですが、こしらへたきりで、あとの実施、どういふ実施をしておるかという検討及び調査というものが一つもせずして解散した。これは、私は一つ将来考へべきものである。委員会できめて、それが法律になり、こういう方法でやるということを決めたならば、委員会は私は存続して、あと完全の実施したかどうかというところまでたゞさなければならぬというくらいに、不信を政府に対して抱いておるというふうな関係もありますので、どうか一つ明快に答弁をしていただくこと、御答弁によつた実施といふものは必ずやうていただきたといふことをあわせて希望いたします。

○政府委員(高橋泰彦君) まず、このたびの小型漁船につきましては国の補助の三分の一のほかに府県部分が三分の一あるわけでござりますが、これらにつきましても、被害県等とそれぞれ打ち合わせをいたしました結果、見通しとしては十分の約束を得ております。

もう一つの御質問は、補助残融資についての御質問でございますが、前回の場合には、御指摘のように、三隻のうちの一隻は八割の補助をいたしたわけですが、残りの二隻については、実は融資を非常に直ちにすることについて、理屈上おかしな問題がございましたので、ちよつとやりかねたわけですが、今度は一対一を原則にいたします。これは残りの三分の一については、原則として農林漁業金融公庫の共同利用施設に関する融資を必ずつけるというふうなふうに運びたいつもりでおります。それからなお実施の結果につきましては、機会を得次第

御報告させていただきますと思ひます。

○重政廣徳君 もつとはつきりせねば、農林中金の貸し出しの方法はやはり従来の例をとるのですから、今言ひように、まる裸になつて、家も何もないので、それが一番大事なので、これはあとで助成を受けて新造した船で働いて返すということになっておるのだから、今持つておるものは何もないというのだから、そういうところをはつきりしていただかねば、また結局あとの残を借りるときにこの法律の実施ができない、恩恵を受けないという漁民が出てくる、こう思ふのですがね。

○政府委員(高橋泰彦君) これは農林漁業金融公庫の資金に相当すると思ひます。と申しますのは、今度の措置はやはり漁業協同組合が漁船を建造し組合員に使用させますので、その点も考へて、漁業者……ここに天災融資法その他問題もありますが、それはこの政令に該当するのやり方におきましては、公庫融資によつて完全に組合に対して金融することは可能だといふふうに考へます。

○委員長(堀本宜実君) 他に御質疑もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議がないと認めます。よつて四案について、質疑は終了いたしました。

これより四案について一括討論を行います。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。

それではこれより順次採決に入ります。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀本宜実君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による被害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀本宜実君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による被害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀本宜実君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による被害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀本宜実君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。ただいま可決されました四案の、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時二十八分散会

六月十七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は六月十四日)

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による被害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案

一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による被害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案

一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による被害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案